

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休園から休園解除までのガイドライン

園児や同居しているご家族の皆様、教職員の感染が判明した場合、又は感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応手順については以下のとおりとします。国内の新型コロナウイルスの今後の感染状況により、本ガイドラインの一部変更も考えておりますので、変更が生じた時には随時お伝えします。

①【濃厚接触者に特定された場合(PCR検査等対象となった場合の対応)】

○園児や教職員が濃厚接触者の場合

- ・当該園児や教職員が濃厚接触者に特定された場合には、速やかに園に報告し、園長が学校保健安全法第19条に基づく出席停止(出勤停止)の措置を取る。

出席停止期間については、管轄保健所や園医の助言を踏まえ、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の出席停止の措置を取る。(文部科学省「衛生管理マニュアル(2020.6.16Ver.2)」44ページ)

濃厚接触者に特定されPCR検査等で陰性となった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を経た上で、出席停止を解除する。

- ・同居しているご家族が濃厚接触者に特定された場合、PCR検査で陰性となるまで当該児はお休みになります。
- ・検査結果が出るまでの間、幼稚園において濃厚接触者に係る次の状況を確認し、学事課に報告する。(様式1)
- ・保健所等との連携を図る。

特に重要な確認項目

- ・症状を呈した2日前からの幼稚園内外での活動状況、家族構成等
- ・症状を呈した2日前からの接触者と接触状況

②【感染が確認された場合】

○園児や教職員が感染した場合

- ・当該園児や教職員の感染が確認された場合、速やかに園に報告し、園長が保健所の調査や学校医の助言等により、学校保健安全法第20条に基づく幼稚園の全部又は一部の臨時休園の措置をとる。

(文部科学省「衛生管理マニュアル(2020.6.16Ver.2)」46ページ)ただし、園児や教職員に濃厚接触者がいないことが明らかな場合を除く。

- ・同居しているご家族が感染された場合は、園児は濃厚接触者となり上記①に該当します。
- ・臨時休園を行う場合は「保育停止報告書」(別紙)を学事課に提出する。

※学事課のホームページ「私立幼稚園から学事課への提出書類」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0204/youchien/teisyutu.html>

- ・他の保護者様への周知については、個人情報に十分配慮した上で、臨時休園期間、臨時休園中の健康観察とその連絡(症状が出たら保健所とともに幼稚園にも必ず連絡)、今後の連絡先や相談窓口等について情報提供及び要請を行う。

③【保健所による調査・濃厚接触者の特定】

○濃厚接触者がいる場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいると判断された場合には、濃厚接触者に対しPCR検査等が実施され、陽性又は陰性の判断がなされる。
- ・濃厚接触者が陽性と判断された場合には、その者からの濃厚接触者の有無を特定する。
- ・濃厚接触者が陰性の場合には、臨時休園を解除する。

○濃厚接触者がいない場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断された場合には、臨時休園を解除する。
- 濃厚接触者がいないが、②において複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合の対応
 - ・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断されたものの、複数の感染者が確認された場合や感染経路が不明な場合には、保健所等からの助言・指示事項を基に、設置者において臨時休園を決定する。

④【臨時休園の解除】

- ・感染者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が検査の結果全員陰性となった場合は、臨時休園を解除する。

⑤【園内の新型コロナウイルス感染対策について】

○マスクの着用について

- ・園に出入りする方全員に、マスクの着用をお願いしております。
- ・園内の活動はマスク着用にて行います。
- ・外の体育指導(プールを含む)では、熱中症を避けるために個人の距離に配慮しながらマスクを外して活動を行います。
- ・外遊びの際も同様に、熱中症を避けるため、マスクを外して遊びます。

○登園時

- ・登園する前に検温をし、おたより帳に体温を記入する。37.5℃以上の場合は欠席になります。
- ・保護者が同伴で登園された時には、園の入り口でアルコール消毒をします。
- ・バスに乗車する前にアルコール消毒をします。

○昼食時

- ・机を使わない場合、レジャーシート等を用いて距離を保ちながら向かいあって食べないようにします。
- ・机で食事をする場合、机に飛沫感染防止用のシールドを立てます。
- ・必要以上に話をしないよう声掛けをします。

○保育時間

- ・教室内は熱中症対策のためにエアコンをつけながら、窓を2か所以上開けて換気をしながら保育を行います。
- ・子どもの距離も密になりすぎないように、適宜対応します。
- ・熱中症に気を付けながら、定期的に水分補給をするように声掛けをします。

○園内環境の消毒

- ・降園後、界面活性剤入りの洗剤を薄めた消毒液で教室内の床・ドア・トイレ・おもちゃ・バス・その他を消毒します。

◆登園について

当面の間、新型コロナウイルスによる感染防止の為、各ご家庭の判断において登園を自粛したい場合、登園されなくても欠席の扱いにはなりません。全園児、自由登園といたします。幼稚園では、現在行っている園内の感染防止対策を引き続き継続しながら、この大切な幼児期の子どもの成長のため、職員が一丸となって保育に取り組んでいきたいと考えております。保護者の皆様には、ご心配をおかけしていると存じますがご理解とご協力をお願いいたします。

⑥【関係各所との連携】

- 帰国者・接触者相談センター（感染疑いのある方の相談先）
- ・朝霞保健所 048-461-0468（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
 - ・園医 中島医院 049-251-0793
（月から金:9 時～12 時 15 時～17 時 土:9 時～12 時 定休日:木）

⑦【感染症に関する人権への配慮について】

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染した方や対策に携わった方々等に対して、インターネット・SNS 上における誹謗中傷、様々な場面での心ない言動が広がっています。

こうしたことが行われると、感染を疑われる症状が出て、検査のための受診や、保健所への正確な行動歴・濃厚接触者の情報提供をためらってしまうなど、感染拡大の防止に支障が出る恐れもあります。

新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ等があってはなりません。新型コロナウイルス感染症に関して掲載されている様々な情報の中には、不確かな情報や事実とは異なる情報もあります。

皆様におかれては、こうした情報をむやみに・拡散することなく、公的機関が発信する情報を確認いただくとともに、人権に配慮した冷静な行動をとっていただくようお願いします。

そして、不安な気持ちに負けず、それぞれの立場で今できることを行っていきましょう！

◆差別や偏見、心ない言動の例

新型コロナウイルスは、誰もが感染しうる感染症です。相手の立場を理解し、冷静に、思いやりをもって行動できていますか？

【埼玉県の人権に関する相談窓口】 県民生活部 人権推進課 048-830-2255

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/corona-jinken.html>

むやみにうわさを広げることによる、当該園児やご家族に対するいじめ等		感染者の住所や勤務先の詮索	
インターネット、SNS 上での誹謗中傷やデマの拡散		マスクをしていない人への誹謗 ※基本的な感染予防としてマスクの着用をお願いしていますが、 感覚過敏やパニック障害など、様々な事情により着用が困難な方もいます。	
外国出身者への嫌がらせや暴言			

新型コロナウイルスの感染者が判明した場合の対応の流れ

